第６号様式（第１８条関係）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山口市長　　　　　　　　　印

改善命令書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の９の規定により、次のとおり改善の措置を命じます。

１　改善の措置を命ずるマンション

　(1) 管理計画の認定番号　　　　第　　　　　　　号

　(2) 管理計画の認定年月日　　　年　　　月　　　日

　（変更の認定を受けた場合は、直近の認定番号・認定年月日）

　(3) マンションの所在地

２　改善の措置の内容

３　改善の期限

　この決定に不服がある場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、山口市長に対し審査請求をすることができます。

　また、前記の審査請求をしなくても、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に山口市を被告として（訴訟において山口市を代表する者は山口市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。